解散公告

当社は、平成二十五年六月三十日付けで解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月六日
石川県金沢市押野二丁目二五〇番地
有限会社荒井工業
清算人　荒井　京子

解散公告

当組合は、平成二十五年七月二十三日をもって解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月六日
石川県小松市幸町一丁目六四番地
南加賀構造物解体協同組合
清算人　南　征和

解散公告

当社は、平成二十五年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月六日
静岡県湖西市駅南一丁目一〇番四八号
株式会社ミズプランニング
代表清算人　杉浦　正保

解散公告

当社は、平成二十五年六月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月六日
静岡県浜松市北区三ヶ日町宇志六九六番地
有限会社エルム
清算人　竹上　正孝

解散公告

当法人は、平成二十五年七月八日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月六日
大阪市西区九条南二丁目一六―二〇　有限会社アドマ・アンド・日本華恵内
特定非営利活動法人障害者の自立支援を考える会
清算人　森村　敏孚

解散公告

当法人は、平成二十五年七月十三日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月六日
兵庫県加古川市野口町長砂六六三番地の二
特定非営利活動法人ぐるーぷ架け橋創合文化村
清算人　長尾　禎則

解散公告

当社は、平成二十五年七月九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月六日
神戸市須磨区大田町五丁目三番三五号
有限会社ノリタケグラスディベロップメンツ
清算人　則武　英彦

解散公告

当社は、平成二十五年七月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月六日
岡山市北区三野三丁目三番三三―六号
株式会社ティー・ピー・ティー
代表清算人　金沢　惠子

解散公告

当社は、平成二十五年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月六日
福岡県豊前市大字宇島字広小路七六番地の二九
有限会社大和興業
清算人　岩崎　宗嗣

解散公告

当社は、平成二十四年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月六日
鹿児島市川上町四二八四番地
有限会社金里組
清算人　鳥丸　真人

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年一月十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月六日
福島県いわき市小名浜西君ケ塚町五番地の八
特定非営利活動法人キャンバス
清算人　馬上　良江

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年七月七日開催の臨時社員総会の決議により、平成二十五年七月十二日主務官庁の解散許可を受け解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月六日
静岡県掛川市大坂三七八三番地の二
社団法人寺部報徳社
代表清算人　山﨑　章

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年五月二十三日開催の理事会及び平成二十五年五月二十九日開催の評議員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月六日
京都市左京区八瀬近衛町四六一番地
財団法人八瀬文化財保存会
清算人　茶屋　勲

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年六月三十日島根県知事の認可により解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月六日
島根県隠岐郡隠岐の島町都万二三一三番地一
財団法人都万進栄社
代表清算人　田中　智英

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年七月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年八月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月六日
徳島市徳島町城ノ内二番地一
財団法人徳島市身体障害者連合会
代表清算人　植田　清

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年五月二十日開催の通常総会の決議により平成二十五年六月二十四日静岡県教育委員会の許可を受け解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年七月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月六日
静岡県富士市比奈二三〇〇番地
社団法人静岡県立吉原工業高等学校後援会
代表清算人　三澤　賢治

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十五年七月二十九日名古屋市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年八月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月六日
愛知県名古屋市中区平和一丁目一五番三〇号
大井町一番南地区市街地再開発組合
清算人　松野　厚